奈良市文化振興計画推進委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市文化振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)の 運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例(平成19年奈良市条例第45号)第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(開催の周知)

- 第3条 公開する会議の開催は、原則として、会議開催の7日前までに、次に掲げる 事項を記載した書面を、文化振興課及び文書法制課内の行政資料コーナーに備え置 くとともに、奈良市ホームページに掲載することにより周知するものとする。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 議題
 - (5) 傍聴を認める者の定員
 - (6) 傍聴の申込方法
 - (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

- 第4条 会議の傍聴を希望する者(以下「傍聴希望者」という。)は、委員会が指定する期間内に、電話、ファクシミリ又は送付等により、住所、氏名及び電話番号を申し出るものとする。
- 2 委員会は、前項の申出があったときは、傍聴受付簿(別記第1号様式)に住所等を控え、整理するものとする。
- 3 委員会の会議を傍聴できる者(以下「傍聴人」という。)の定員は、10人とし、 これを超えた場合には、抽選により決定するものとする。
- 4 委員会は、傍聴人を決定したときは、傍聴希望者全員に、速やかに傍聴の可否を 連絡するものとする。
- 5 傍聴人は、会議の開会の30分前から15分前までの間に、住所及び氏名を申し出て、傍聴券(別記第2号様式)の交付を受けなければならない。
- 6 傍聴人は、会議の会議場(以下「会議場」という。) に入場する際に当該傍聴券 を係員に提示しなければならない。
- 7 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。 (入場の禁止)
- 第5条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる者

- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人が守るべき事項)

- 第6条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 傍聴席において発言しないこと。
 - (3) 議事に対する批評又は可否を表明しないこと。
 - (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
 - (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
 - (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
 - (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
 - (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

- 第7条 傍聴人は、委員会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうと するときは、速やかに会議場から退場しなければならない。
- 2 傍聴人は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。 (違反に対する措置)
- 第8条 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴人に対して必要な指示を 行い、これに傍聴人が従わない場合は、退場させることができる。会長が選出され るまでは、「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(傍聴人への資料配布等)

- 第9条 傍聴人には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。 会長が選出されるまでは、「会長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。 (会議録の作成)
- 第10条 委員会の会議録は、会議の公開又は非公開にかかわらず、要点筆記方式で 作成するものとする。
- 2 会議録は、会長及び会長の指名する委員1人の署名、押印により確定する。
- 3 会議を公開した場合には、会議録の確定後に、第1項の会議録を文化振興課及び 文書法制課の行政資料コーナーに備え置くものとする。
- 4 会議を公開しなかった場合には、会議録の確定後に、会議の概要を作成し、当該会議の概要を文化振興課及び文書法制課内の行政資料コーナーに備え置くものとする。
- 5 第1項の会議録又は前項の会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度 の翌年度の末日まで備え置くものとする。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年6月6日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

整理番号	

傍 聴 受 付 簿

	氏 名	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
1 0		

(表)

奈良市文化振興計画推進委員会

整理番号

傍 聴 券

奈良市文化振興計画推進委員会会長 (会長が選出されるまでは「奈良市長」)

- ※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還 してください。
- ※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

(裏)

【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。